



人事・労務から経営を支える

しくみ作り Letter

10
2017

発行：株式会社しくみ作りプロデュース

〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町 2-2 港陽ビル 4階

TEL 045-550-3629 FAX 045-514-7560 e-mail info@shikumi-pro.jp



賃金不払残業に関する監督指導 不払い残業代は総額127億円余り

厚生労働省から、本年8月に「平成28年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果」が公表されました。この是正結果の公表は、平成14年度から毎年度行われているものです。

今回公表されたのは、全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、昨年4月から本年3月までの期間に不払いだった割増賃金（不払い残業代）が各労働者に支払われたもののうち、その支払額が1企業で合計100万円以上となった事案を取りまとめたものです。



平成28年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント

1. 是正企業数	1,349 企業（前年度比1企業増） うち、1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは184企業
2. 支払われた割増賃金合計額	127億2,327万円（前年度比27億2,904万円の増）
3. 対象労働者数	9万7,978人（前年度比5,266人の増）
4. 支払われた割増賃金の平均額	1企業当たり943万円、労働者1人当たり13万円

監督指導の対象となった企業では、その監督指導の下、定期的にタイムカードの打刻時刻、パソコンのログアウト記録と実働時間との隔たりの有無を確認するなど、賃金不払残業の解消のためにさまざまな取組みを行い、改善を図っています。

今回公表されたのは平成28年度の是正結果ですが、この頃から、働き方改革、長時間労働の是正、労働時間の適正把握などへの関心が高まっていた中で是正企業数が減少していないのは、実質的に賃金不払残業が増えたというより、監督指導・是正指導が厳しくなった結果だと推測されます。



こんな場合も残業代の不払いとなります！

- 休憩時間中に会議が行われていた ⇒ その会議の時間も労働時間です。
- 会社が指定した防具、安全器具への着替えを行った後にタイムカードを打刻していた ⇒ その着替えの時間も労働時間になる場合があります。
- 割増賃金の計算に各種手当が反映されていない ⇒ 割増賃金の計算基礎は基本給だけでなく、各種手当も含んで計算します。（家族手当、住宅手当、通勤手当、単身赴任手当など一部は除く）

トビのくろス 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し③

平成 29 年度税制改正で配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、平成 30 年分以後の所得税から適用されることになっています。

今回は、この見直しに伴う「配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更」を紹介いたします。



配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更

従業員に給与を支払う際、企業は、所得税を源泉徴収する必要があります。その税額は、社会保険料等控除後の給与の額と「扶養親族等の数」によって求めます。（原則として、「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄を使用）

この「扶養親族等の数」の計算方法について、配偶者の数え方が次のように変更されます。

配偶者が「源泉控除対象配偶者」に該当する場合

源泉控除対象配偶者とは？

居住者〔主たる給与所得者〕（合計所得金額が 900 万円以下である者に限る。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 85 万円以下である者

扶養親族等の数に 1 人を加えて計算

配偶者が「同一生計配偶者」が障害者に該当する場合

同一生計配偶者とは？

居住者〔主たる給与所得者〕と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 38 万円以下である者

<配偶者に係る扶養親族等の数の数え方の表(国税庁資料)>

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	1,000 万円超 (1,220 万円超)
配偶者の合計所得金額 (給与収入だけの場合の配偶者の給与等の収入金額)	38 万円以下 (103 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	配偶者が障害者に該当する場合は 1 人加算				
	38 万円超 85 万円以下 (103 万円超 150 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	85 万円超 (150 万円超)	0 人	0 人	0 人	0 人



【補足】同一生計配偶者のうち、居住者（主たる給与所得者）の合計所得金額が 1,000 万円以下である者は、年齢 70 歳以上であれば、老人控除対象配偶者となります。

トビのくろ 重大事故の増加で見直しておきたい自転車通勤等の取扱い

健康増進の一環として、通勤に自転車を利用する、また業務上の移動でも近隣は自転車を利用するケースが見受けられます。近年、この自転車に関して、対人事故で相手方を死傷させた場合に高額な損害賠償を求められるようなケースが相次いでいることから、条例で自転車損害賠償保険等への加入を義務付ける動きが見られるようになっていきます。



自転車事故の高額損害賠償請求にかかる判決

自転車事故の損害賠償に関する裁判例としては、神戸地方裁判所の平成25年7月4日判決が世間を驚かせました。これは、男子小学生が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路で歩行中の女性と正面衝突し、女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負って意識不明の状態となったもので、判決で9,521万円の損害賠償の支払いを命じたものです。

こうした高額な損害賠償が認められる理由は、道路交通法第2条において自転車が「軽車両」として定義されているため、過失認定の場合に「自転車＝自動車」として取り扱われることにあります。そのため、運転免許制度がないにしても、自転車に乗る際には、自動車の運転と同様に安全

運転についての法的義務や責任を負うことになります。

もしも、自転車事故で加害者になったら、

高額賠償事例
賠償額 9,521万円
(神戸地裁 平成25年7月判決)

男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中に、歩行中の女性と正面衝突。
女性は頭蓋骨骨折等で意識が戻らず、監督責任を問われた母親に賠償命令。

損害賠償保険等への加入義務付けの動き

前述の神戸地方裁判所の判決を受け、兵庫県では平成27年10月より、全国で初めて自転車損害賠償保険等への加入を条例で義務付けました。この動きは他の自治体にも波及し、大阪府や名古屋市でも同様の動きが出ています。また、京都府や愛媛県等では、条例で自転車損害賠償保険等への加入を努力義務として定めています。

この自転車事故による補償については、自動車保険や火災保険の特約でカバーするケースがあるほか、自転車向け保険、自転車安全整備店で点検整備を行うことで加入できるTSマーク付帯保険もあります。なお、保険により補償額や保険料等が異なりますので、加入者自身で保険内容を選択する必要があります。

業務または通勤で自転車を利用している時に、従業員が自転車で事故を起こし損害賠償を求められた場合には、企業は使用者責任を問われる可能性があります。そのため、業務用自転車には自転車損害賠償保険等への積極的な加入のほか、社内規程で安全運転義務の周知徹底、従業員の通勤用自転車にも自転車損害賠償保険等への加入を義務付けることの検討が求められます。





9月(10月)からの標準報酬月額の改定

今年の7月に提出した算定基礎届によって、9月から来年8月までの社会保険料計算の基礎となる標準報酬月額が見直しになります。9月分の社会保険料から新しい標準報酬月額が適用されますので、該当者には標準報酬月額の変更を行って下さい。

1. 変更時期

以下の時期から給与計算ソフトの設定（標準報酬月額・厚生年金保険料の金額）を変更して下さい。

- ◆社会保険料を当月控除している会社：9月支給分の給与計算時から
- ◆社会保険料を翌月控除している会社：10月支給分の給与計算時から

2. 厚生年金保険料率の変更

標準報酬月額と併せて、厚生年金保険の保険料は、平成29年9月分から以下のとおり変更となります。

	変更前	変更後
被保険者負担分	9.091%	9.15%
会社負担分	9.091%	9.15%
合計	18.182%	18.3%

※厚生年金保険の保険料率は、平成16年の法律改正により、将来の保険料水準を固定したうえで、給付水準を調整する仕組み（保険料水準固定方式）が導入され、平成29年9月に18.3%で固定されるまで、毎年9月に段階的に引き上げられる方法が採られてきました。今後は法令改正がない限り、18.3%で据え置かれる予定です。



当社に給与計算手続きをご依頼いただいているお客様におかれましては、新しい標準報酬月額と改正後の厚生年金保険料率に基づく個人別の社会保険料一覧表を、9月中に別途ご案内させていただきます。

お仕事 カレンダー 10月



- | | |
|-------|--|
| 10/1 | <ul style="list-style-type: none"> ●(1日～7日)全国労働衛生週間
高年齢者雇用支援月間 ◎定時決定により、9月に改定された社会保険料を10月給与から控除 |
| 10/10 | <ul style="list-style-type: none"> ●一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料160万円未満かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ●9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 10/31 | <ul style="list-style-type: none"> ●9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月から9月分の労災事故について報告) ●労働保険料の納付<延納第2期分> ●有期事業概算保険料延納額の納付(納付対象:8月～11月分) ●8月決算法人の確定申告・翌年2月決算法人の中間申告 ●11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告 |